

## 呉市電子入札に関する注意事項（Q&A）

項目	番号	質問	回答
運用 一般	1	電子入札等システムを利用するための手順はどのようになりますか？	<p>①「電子入札等システム利用開始申請書」を広島県建設産業課へ提出します。                  ②広島県建設産業課から「利用者登録番号」が申請者に交付されます。                  ③民間認証局からICカード及びカードリーダーを購入します。                  ④カードリーダー（ドライバーをインストール）、クライアント環境を設定します。                  ⑤電子入札等システムにログインし、利用者登録を行います。</p> <p>なお、詳細は広島県ホームページ（広島県の調達情報）をご覧ください。</p>
	2	導入費用はどのくらい必要ですか？	<p>ICカード及びカードリーダーを購入する必要がありますので、3万円程度の費用が必要です。ただし、民間認証局によりICカード及びカードリーダーの価格が異なりますので、それぞれの認証事業者にお問い合わせください。                  また、民間認証局の問い合わせ一覧が広島県ホームページ内にありますのでご覧ください。</p>
	3	電子入札等システムが使用できる時間帯はいつですか？	<p>電子入札等システムの使用時間は平日の午前9時から午後5時までです。                  また、土・日・祝日は使用できません。</p>
	4	電子入札等システムの操作の方法がわからない場合はどうしたらよいですか？	<p>広島県の電子入札等ヘルプデスクへご相談ください。                  電話 0570-550215                  運用時間 9時～12時、13時～17時（土・日・祝日を除く。）</p> <p>※呉市では受注者用画面を確認することができません。</p>

項目	番号	質問	回答
利用者登録・ICカード	5	電子入札の対象案件へは、電子入札システムの利用者登録を行っていない者は参加できないのですか？	原則参加できません。 呉市の電子入札に参加するためには、現在、呉市の入札参加資格を有しており、電子入札システムの利用者登録において、電子入札に参加するための「発注機関選択」で呉市を選択している必要があります。
	6	電子入札者がICカードを不正に使用等した場合には、ペナルティの対象となりますか？	ICカードを不正に使用等した場合には、その者が落札者となっているか否かにかかわらず、指名停止措置の検討をすることとなります。
	7	代表者氏名、商号又は名称、本店住所に変更があった場合には、どのような手続が必要ですか？	変更があった場合は現在のICカードの使用はできません。以下のとおり、速やかに各種変更の手続を行ってください。事実と異なる情報が格納されているICカードを使用してこのシステムを利用することは、電子入札等システム利用者基本規約（広島県ホームページ内に掲載）により禁止しています。違反した場合は指名停止等の措置の検討対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「電子入札等システム申請内容変更届出書」を広島県に提出してください。</li> <li>・ICカードの再購入の手続をしてください。</li> <li>・呉市へ入札参加資格者名簿等の変更の手続をしてください。</li> <li>・新ICカードで利用者登録をしてください。既に通知している利用者登録番号は、原則として変わりません。</li> </ul>
	8	ICカードは1枚用意すればよいのですか？	破損などによりICカードが使用できなくなる場合がありますので、予備として複数枚準備していただくことをおすすめします。
	9	ICカードの有効期限が切れてしまった場合はどうすればよいですか？	速やかに新しいICカードを購入してください（通常2週間程度かかります）。その後、速やかに再度ICカードの利用者登録を行ってください。

項目	番号	質問	回答
入札参加申請	10	電子入札システムの利用者登録を行った者は、入札参加申請書及びその添付書類を全て電子入札システムで提出しなければならないのでしょうか？	原則として、電子入札案件では、入札参加申請書及びその添付書類は、電子入札システムの機能を利用して提出していただくことになります。ただし、電子ファイルが3MBを超える場合等は、書面で提出できます。この場合には、契約課へ持参又はFAXにより提出してください。
	11	添付書類のファイル形式の指定はありますか？	<p>呉市では、添付書類のファイル形式を以下のとおり定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Microsoft Word</li> <li>○Microsoft Excel</li> <li>○その他のアプリケーション <ul style="list-style-type: none"> <li>・PDF</li> <li>・画像ファイル（JPEG、TIFF又はG I F形式）</li> <li>・圧縮ファイル（Zip又はCab形式、ただし、自己解凍形式（EXE形式）は認めない。）</li> </ul> </li> </ul> <p>上記以外のファイル形式のものを添付している場合、入札参加申請を受け付けることができない場合があります。また、破損したファイルの添付により内容が確認し難いものは無効と致します。</p>
	12	提出した入札参加申請書や工事（業務）費内訳書などがコンピュータウイルスに感染していた場合、ペナルティの対象となりますか？	指名停止措置の検討対象となります（電子入札等システム利用者基本規約第7条第3項）。よって、電子入札に用いるパソコンには必ずウイルス対策用ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用するようにしてください。

項目	番号	質問	回答
入札参加申請	13	電子案件であっても、書面による入札参加申請及び入札（書面参加）が認められるのは、どのような場合ですか？	<p>①商号若しくは名称又は代表者等の変更により、電子入札時に必要なＩＣカードに格納される情報が事実と一致しなくなった場合</p> <p>②破損、盗難等のため、電子入札に必要なＩＣカードが使用できなくなった場合</p> <p>③当該利用登録者の使用に係る電子計算機（パソコン）に障害が発生した場合</p> <p>④上記３項目のほか、やむを得ない理由によって電子参加をすることができない状態になった場合</p> <p>上記事由が発生した場合、指名通知を受けているなど入札の受付中のとき又は入札参加を希望するときは、直ちに契約課と協議のうえ、書面参加の手続きをとってください。</p> <p>入札参加申請を書面で行う場合は当該案件の入札参加申請締切日時の１時間前までに、入札を書面で行う場合は当該案件の入札書受付締切日時の１時間前までに以下の書類を提出する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>書面参加申請書（別記様式第１号） ※呉市契約課ホームページ「様式集（一般競争）」に掲載</li> <li>上記①②の事由においては事由発生後、原則１か月以内にＩＣカード再取得の手続きを行っていることを証明できるもの ※上記①の事由においては別に入札参加資格の変更手続等も必要です。（Ｑ７参照）</li> <li>上記④の事由においては当該事由がやむを得ないことを証明できるもの</li> </ul> <p>当該事由が正当でないと認められる場合及び当該事由発生後、原則１か月以内に変更手続（ＩＣカードの再取得手続も含む。）等が行われていないと認められる場合、書面参加を認めませんのでご注意ください。</p>
入札・開札	14	電子入札案件に書面で入札することが認められた場合、どのような処理になりますか？	<p>入札書及び工事（業務）費内訳書を、入札書受付締切日時まで封書で契約課まで持参により提出してください。提出された入札書などは開札時刻まで保管します。</p> <p>提出時の注意点は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入札書及び工事（業務）費内訳書は、それぞれに記名押印の上、同封（のり付け）し、提出すること。</li> <li>提出する封筒に、商号又は名称、案件名及び開札日、「入札書及び工事費内訳書在中」（業務の場合は「入札書及び業務費内訳書在中」という文言を明記すること。</li> <li>入札書には、任意の３桁の数字をくじ番号として記載すること（くじ番号の記載のない場合は、「〇〇１」と記載されたものとして）。</li> </ul>

項目	番号	質問	回答
入札・開札	15	電子入札の手続では、入札の受付期間がなぜ2日間となっているのですか？	<p>電子入札では、入札時に入札室へ来ていただく必要がありませんので、一定の幅のある入札期間を設けることができます。しかし、入札書の受付期間の設定を長くし過ぎるのは、時期が大幅に違う入札を並存させる可能性があり、適当ではありません。このため、長過ぎない受付期間の設定として2日間と定めています。</p> <p>なお、実際の運用としては、入札書受付締切日時が迫った時点で入札を行うと、パソコンの障害発生等のトラブルが生じた場合など、その後の対応が間に合わず入札できないということも考えられますので、余裕をもって1日目に入札手続を行ってください。</p>
	16	電子入札の手続では、工事（業務）費内訳書をどのようにして提出するようになっていますか？	<p>案件ごとに定める工事（業務）費内訳書を入札時に必ず添付する必要があります。様式は、呉市契約課ホームページの「様式集（一般競争）」又は「様式集（通常）」に掲載していますので、ダウンロードして入手し、金額、名称等必要事項を入力したものを入札時にファイル添付して提出してください（押印の必要はありません。）。</p>
	17	違う工事（業務）の工事（業務）費内訳書や指定の項目に記載の無い工事（業務）費内訳書、及び白紙等により内容の確認できないものが添付されていた場合、当該入札はどのようになりますか？	<p>違う工事（業務）の工事（業務）費内訳書や指定の項目に記載の無い工事（業務）費内訳書、及び白紙等により内容の確認できないものは、無効とします。</p> <p>また、任意の内訳書様式を使用した場合に記載内容が指定の項目と異なるときや指定の項目が空欄の場合は、当該入札自体が無効となりますので、必ず呉市契約ページの「様式集（一般競争）」又は「様式集（通常）」に掲載されている内訳書様式で提出してください。</p>
	18	電子入札システムで提出した入札書が、市へ受け付けられたことは確認できますか？	<p>入札書（及び工事（業務）費内訳書）が電子入札システムのサーバーに到着した場合は、受付票が電子入札システムの機能により自動的に発行されますので、このことにより確認できます。</p>

項目	番号	質問	回答
入札・開札	19	入札書の受付期間中は、電子入札書を自由に差し替えることができますか？	一度提出した入札書の撤回・訂正等はできません。 二つ以上の入札も無効となります（呉市契約課ホームページ「呉市入札心得」及び要綱集などを参照）。
	20	電子入札システムで入札した者が当該入札書の内容を確認するためにはどうすればよいのでしょうか？	既に電子入札システムを利用して提出された入札書の内容は、確認することはできません。提出に当たって、電子入札書を印刷等しておいてください。入札書を提出する際に電子入札システムの機能により入札書、入札書受信確認通知は印刷できるようになっています。
	21	電子案件で入札の辞退をする場合はどのようにして行うようになるのでしょうか？	一般競争入札（事前審査方式）の案件においては、入札参加申請締切後、やむを得ない理由等により辞退される場合は、入札書受付締切日時前までに電子入札システムの入札辞退機能を利用したの辞退及び入札辞退届を提出してください。この場合において、当該辞退届の提出が入札参加資格確認結果通知書の送付を受けた後であるときは、別途、書面による辞退届（辞退理由等を記載したもの）を契約課に提出する必要があります。辞退届が提出されれば指名停止措置の対象とはなりません。また、届出のないまま入札書受付締切日時を過ぎますと、呉市の指名停止要綱に規定する「入札不参加」に該当すると考えられ、指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。 また、一度提出した入札書を撤回（辞退）することはできません（Q19参照）。
	22	電子案件の場合、開札時に開札場所へ出向き立会する必要がありますか？	必要ありません。希望される場合は立会も可能です。
	23	落札となるべき同価の入札が2以上ある場合は、どうやって落札者を決定するのですか？	電子入札システムの電子くじの機能により落札者を決定します。電子くじのしくみについては、広島県ホームページをご覧ください。

項目	番号	質問	回答
入札・開札	24	電子案件で落札した場合の通知はどのようになりますか？	<p>落札決定した場合は、入札者に対しては全員に電子入札システムの機能により落札者決定通知書が発行されます（電子メールによる案内）。</p> <p>落札保留の場合は、入札者に対しては全員に電子入札システムの機能により調査・保留通知書が発行されます（電子メールによる案内）。</p> <p>また、落札者には契約の手続について、契約課から電話でお知らせします。</p>
	25	電子入札の開札結果は、どのように確認できますか？	<p>電子入札システムから開札結果を確認するには、検証機能を利用します。画面上部の検証機能をクリックし条件検索後、調達案件一覧で公開情報（入札結果一覧）を確認できます。ただし、落札が保留となった場合は検証機能では閲覧できませんのでご了承ください。</p> <p>また、開札日中には契約課窓口、翌開庁日には呉市契約課ホームページにおいても開札結果を公表します。</p>
事後審査	26	電子入札後、Q13の①から④により事後審査資料の提出ができなくなった場合、どうしたらよいですか？	<p>直ちに契約課と協議のうえ、書面提出の手続をとってください。</p> <p>事後審査資料を書面で提出する場合は、事後審査資料の受付締切予定日時の1時間前までに、以下の書類を提出する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 資格要件確認書類書面提出申請書（別記様式第2号） ※呉市契約課ホームページ「様式集（一般競争）」に掲載</li> <li>※Q13①の事由においては別に入札参加資格の変更手続等も必要です。（Q7参照）</li> <li>• Q13④の事由においては当該事由がやむを得ないことを証明できるもの</li> </ul> <p>当該事由が正当でないと認められる場合、書面提出を認めませんのでご注意ください。</p> <p>※事後審査資料を書面で提出することが認められた場合は、資格要件確認書類等を締切日時までに契約課窓口へ提出してください。</p>

他にも疑問などがありましたら、広島県ホームページにもQ&Aがありますので、そちらもご参照ください。